

真岡市告示第 129 号

真岡市インターンシップ実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 8 月 9 日

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、真岡市（以下「市」という。）が実施するインターンシップ（以下「インターンシップ」という。）に関し必要な事項を定め、学生等の市における就業体験の機会を設けることにより、職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を目的とする。

(対象者)

第 2 条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、短期大学、高等学校等（以下「大学等」という。）に在学する学生等とする。

(手続)

第 3 条 大学等は、在籍する学生等に対するインターンシップによる実習（以下「実習」という。）を希望する場合は、真岡市インターンシップ実習生受入依頼書（様式第 1 号）を市長に提出することにより申込みを行うものとする。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、受入れの可否を決定し、その旨を当該大学等に通知するものとする。

3 前項の規定により受入れを行うことを決定した場合は、市と当該大学等は、真岡市インターンシップに関する協定書（様式第 2 号）によ

り協定を締結するものとする。

(実施期間及び実習時間)

第4条 実習を実施する期間（以下「実習期間」という。）は、5日間以内で定めるものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

2 実習を実施する時間（以下「実習時間」という。）は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(報酬等)

第5条 市は、実習に参加する学生等（以下「実習生」という。）に対して、報酬、賃金、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

(実習生の服務等)

第6条 実習生は、実習期間中、大学等の学生等の身分を有し、市の職員としての身分は有さない。

2 実習生は、市の職員の指示に従い、実習時間中は当該実習に専念しなければならない。

3 実習生は、実習期間中は、市の職員が遵守すべき法令等を遵守しなければならない。

4 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

5 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習期間終了後も、同様とする。

6 実習生は、当該実習の成果を第三者に発表しようとする場合は、あらかじめ市の承認を受けなければならない。

(事故責任等)

第7条 大学等は、実習期間中の事故等に備えて、実習生を傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

2 市は、実習の受入先での安全確保にあたることとし、実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、大学等及び実習生自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。

5 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等及び実習生は当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(誓約)

第8条 実習生は、この要綱の規定を遵守する旨の誓約書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実習の中止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生がこの要綱の規定に違反する行為をしたとき。

(2) 実習を継続することにより、受入課等の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) その他実習の目的を達成することが困難であるとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から適用する。